

# 定期予防接種

R8年4月

ご案内・予診票等お渡し時期	ワクチン名	回数	初回接種を開始する月齢（接種間隔）		追加接種を開始する時期	法律で定められている接種期間
生後1か月頃 (赤ちゃん訪問時にお渡し)	ロタウイルス	2回	ロタリックス(1価)	生後2か月～生後14週6日後まで * 27日以上の間隔で2回、2回目は生後24週0日後までに接種	/	6週0日後～24週0日後までの間
		3回	ロタテック(5価)	生後2か月～生後14週6日後まで * 27日以上の間隔で3回、3回目は生後32週0日後までに接種		6週0日後～32週0日後までの間
	初回 3回 追加 1回	生後2か月～7か月に至るまで * 標準的には生後12か月までに27日以上の間隔で3回		生後12か月～15か月に至るまで * 初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12か月に至った日以降に1回		生後2か月～60か月に至るまでの間
	3回	【1・2回目】生後2か月～9か月に至るまで * 27日以上の間隔で2回 【3回目】生後9か月に至るまで * 初回1回目の接種から139日(およそ20週)以上を経過した後に1回				生後2か月～1歳に至るまで
	初回 3回 追加 1回	生後2か月～7か月に至るまで * 20日以上、標準的には56日までの間隔をおいて3回		初回接種3回終了後6か月～18か月までの間隔 * 1期初回接種3回終了後6か月以上の間隔をおいて1回		生後2か月～90か月に至るまで
	1回	生後5か月～8か月に達するまで				1歳に至るまで
【1期】生後1か月頃 (赤ちゃん訪問時にお渡し) 【2期】年長児に個別通知	麻しん風しん混合	1期 1回 2期 1回	【1期】生後12か月～24か月に至るまで		【2期】小学校入学前の1年間(年長児) * 対象年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に1回	左記同様
生後1か月頃 (赤ちゃん訪問時にお渡し)	水痘	2回	【1回目】生後12か月～15か月に達するまで 【2回目】1回目接種終了後6か月～12か月までの間隔 * 3か月以上、標準的には6か月～12か月までの間隔をおいて2回 ※既に水痘に罹ったことがある場合は対象外			生後12か月～36か月に至るまで
【1期初回・1期追加】 3歳の誕生日の翌月に個別通知	日本脳炎	1期初回 2回 1期追加 1回	【1期初回】3歳 * 6日以上、標準的には28日までの間隔をおいて2回		【1期追加】4歳 * 1期初回終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて1回	【1期初回・1期追加】 生後6か月～90か月に至るまで
【2期】 9歳の誕生日の翌月に個別通知		2期 1回			【2期】9歳～10歳に達するまで	【2期】 9歳以上13歳未満
11歳の誕生日の翌月に個別通知	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1回	11歳～12歳に達するまで			11歳以上13歳未満
小6女子に個別通知	子宮頸がん (HPV)	3回	シルガード9 (9価)	15歳になってから * 2か月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回 → 当該方法をとることができない場合は、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あける	/	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
		2回		15歳になるまで * 1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回 → 当該方法をとることができない場合は5か月以上の間隔をおいて2回行う		

**月齢・年齢の数え方:** 「誕生日の前日に年齢が加齢される」という年齢計算に関する法律及び民法第143条が適用されますのでご注意ください。  
\*「●歳未満」「●歳に至るまで」「●歳に達するまで」の解釈は「●歳の誕生日の前日まで」（例えば麻しん風しんの1期の場合「生後24か月に至るまで」なので、『2歳の誕生日の前日までに接種しなければならない』ということになります。）

\* 出生〇日後、出生〇週〇日後とは、出生日を0日として、翌日を1日後として算出します。つまり、出生6週0日後とは生まれてから6回目の同じ曜日、出生14週6日後とは、生まれてから15回目の同じ曜日の1日前、出生24週0日後とは、生まれてから24回目の同じ曜日、出生32週0日後とは、生まれてから32回目の同じ曜日を示します。

\* 〇か月後とは、〇か月後の同じ日を示します。1か月後とは、1か月後の同じ日、2か月後とは、2か月後の同じ日を指します。